



# 消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

## 水回りの修理トラブル！

～広告マグネットを見て修理依頼～

### 【事例】

トイレの流れが悪く、専門業者に修理をお願いしようとしていた。その際、以前自宅のポストに入っていた広告マグネットを思い出し、書かれた業者に修理を頼んだ。

「便器が割れているので換えたほうがいい」と言われて交換したが、その後、便器だけでなく、排水管の交換も勧められ、結局50万円の請求を受けた。

あまりに高額なので支払えない。

※広告マグネット…業者名と連絡先が書かれた磁石

相談は  
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）  
TEL 0796・36・1941（直通）  
たじま消費者ホットライン  
TEL 0796・23・1999  
※相談無料で秘密は厳守!!

### 【ひとことアドバイス】

- ◆ 広告マグネットや、ネット検索で修理を依頼したところ、高額な料金を請求されて支払うことができないという相談があります。
- ◆ 広告表示の修理料金だけで済むとは限りません。
- ◆ 依頼した修理以外の作業を勧められても、すぐに契約せず、複数の業者に見積もりを依頼するなどして慎重に検討しましょう。
- ◆ 工事終了後もクーリングオフできる場合があります。センターに相談ください。